

73. 13

仮専用実施権又は専用実施（使用）権の
存続期間を変更する登録申請をすること
ができる時期について

仮専用実施権又は専用実施権は設定登録が効力発生要件であり、実施（使用）権の存続期間を経過した後は当然効力がない。

したがって、実施（使用）権の存続期間を変更する場合には、当初定められた存続期間内に登録申請を行わなければならない、その期間経過後は新たな実施（使用）権設定登録の申請をしなければならない（特34条の4第1項、98条1項2号^{※1}）。

（改訂平成23・11）

^{※1} 特98条1項2号：実18条3項、意27条4項、商30条4項において準用